

京都市里道管理条例の一部を改正する条例（令和6年3月29日京都市条例第68号）

（建設局土木管理部道路河川管理課）

里道の占用料の適正化を図るため、次の措置を講じることとしました。

占用料の額の改定

占 用 物 件		単 位	占 用 料				
			改 正 前		改 正 後		
			市街化区域	その他の区域	市街化区域	その他の区域	
電柱、電線、街灯、郵便差出箱その他これらに類する工作物	電柱及びその支柱類	1本につき1年	円 3,800	円 470	円 4,600	円 450	
	電話柱及びその支柱類		2,200	270	2,600	260	
	その他の柱類		220	27	260	26	
	線類	共架電線その他上空に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	22	3	26	据置き
		地下電線その他地下に設けるもの		13	2	16	据置き
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1個につき1年	1,800	230	2,200	220
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	4,400	540	5,300	530
ガス管、水管、下水道管、その他これらに類する物件	管路	長さ1メートルにつき1年	外径が0.07メートル未満のもの	92	11	110	据置き
			外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	130	16	160	据置き
			外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	200	24	240	据置き
			外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	260	33	320	32
			外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	400	49	480	47
			外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	530	65	640	60
			外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	920	110	1,100	据置き
			外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1,300	160	1,600	据置き
			外径が1メートル以上のもの	2,100	260	2,500	250
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	1,300	160	1,600	据置き

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

京都市里道管理条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市条例第 68号

京都市里道管理条例の一部を改正する条例

京都市里道管理条例の一部を次のように改正する。

別表第12条第1項第1号に掲げる工作物の項中

「

円	円
3,800	470
2,200	270
220	27
22	3
13	2
1,800	230
4,400	540

を

」

「

円	円
4,600	450
2,600	260
260	26
26	3
16	2
2,200	220
5,300	530

に改め、同表第12条第1項第2号に掲げる物件の項中

」

92	11	を	110	11	に改める。
130	16		160	16	
200	24		240	24	
260	33		320	32	
400	49		480	47	
530	65		640	60	
920	110		1,100	110	
1,300	160		1,600	160	
2,100	260		2,500	250	
1,300	160		1,600	160	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市里道管理条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料について適用する。ただし、占用期間が施行日前に始まり、施行日を含む1年以下である占用に係る占用料については、なお従前の例による。

(令和6年度前から継続して占用している物件に係る占用料の減額)

- 3 市長は、施行日の前日及び施行日のいずれにおいてもこの条例による改正前の京都市里道管理条例（以下「改正前の条例」という。）第12条第1項又は第4項の規定による許可を受けている占用物件について、改正後の条例の規定により算定した令和6年度の占用料の額が、改正前の条例の規定の適用があるものと仮定して当該規定により算定した同年度の占用料の額に比べて著しく高額であると認めるときは、当該占用物件に係る同年度以降の各年度の占用料の額を減額することができる。

(建設局土木管理部道路河川管理課)